



いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和 2 年 8 月 7 日 気 象 庁

緊急地震速報の緊急的な改善策の実施について

令和2年7月30日に、関東・伊豆諸島・東海・東北・甲信・北陸地方に対して発表した緊急地震速報(警報)の問題に対処するため、緊急的な改善策を講じます。

7月30日9時36分頃に鳥島近海を震源とするマグニチュード5.8 (地震情報で発表した値)の地震が発生し、同日9時38分に東京都、千葉県、静岡県、神奈川県、茨城県、埼玉県、山梨県、長野県、栃木県、群馬県、愛知県、岐阜県、福島県、三重県、新潟県に対し緊急地震速報(警報)を発表しました。しかし、この地震では震度1以上は観測されませんでした。

震度を過大に予測した原因は、本来の震源とは異なる房総半島南方沖に震源を推定し、そこから 800 km以上離れた小笠原諸島の母島観測点で観測されたデータを用いたことにより、地震の規模をマグニチュード 7.3 と過大に推定したためです。

この対策として、マグニチュードの算出には、震源からの距離が 700km 以下の ものを使用するよう改善します。

予定) 8月中 本改善策の適用(ソフトウェア改修と試験開始) 9月上旬 運用開始(運用開始日はあらためてお知らせします)

なお、気象庁では、今回の事案を受け、より確度の高い震源やマグニチュードを推定するため、今後、多種類の地震観測データを統合的に自動処理する手法の高度化に取り組んで参ります。

問合せ先

気象庁 地震火山部 地震津波監視課 下山·吉川

電話 03-3212-8341 内線 4559 · 4550、FAX03-3215-2963

地震予知情報課 岡本・森本

電話 03-3212-8341 内線 4719・4569、FAX03-3212-2807